

別紙1

○環境省令第十号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月一七日

環境大臣 大塚 珠代

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号中「営業時間」の下に「（特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間）」を加える。

第三条第二項第一号中「前条」を「第二条」に改め、同項第九号に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であつて夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。

イ 生後一年以上であること。

ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

第八条第四号に次のただし書を加える。

ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

様式第一中「12 時 間」を「12 時 間 終」に、「時から 時までの間」

を「時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間 ……）」に改め、同様式備考中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。」を加える。

様式第四中「12 営業時間」を「12 営業時間等」とし、「時から 時までの間」を「時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間 ……）」に改め、同様式備考中11を12とし、備考8から10までを1ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。」を加える。

様式第七中「営業時間」を「営業時間等」に改める。

## 附 則

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。